

徳島県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
219	古川長原港	徳島市川内町金岡一四番 三地先から	新	六・七〇一・〇	二七八・四
		同 鈴江南一六 番一地先まで		六・七〇八・五	一三三・三
		徳島市川内町金岡一六番 六地先から	旧	七・五〇一・一	一七三・四
		同 鈴江南一一 番四地先まで		六・六〇八・七	一〇五・〇
		徳島市川内町鈴江南一一 番四地先から		六・五〇一七・二	二七二・四
同 一八 番一地先まで	同 鈴江南一六 番一地先まで	同 徳島市川内町鈴江南一四 番二地先から	同 一八 番一地先まで	同 一八 番一地先まで	